

鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、別表の第2欄に掲げる事業実施主体が行う中心市街地もしくは商業の活性化に要する経費の一部を補助することにより、中心市街地及び商店街等における中小商業の振興に寄与するとともに、少子高齢化、安全、安心等への対応など商店街等の社会的、公共的役割等の向上を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下この条から第11条までにおいて「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下この条から第11条までにおいて「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）について間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額又は市町村が別に補助する額の2分の1の額のいずれか低い額（一件当たり50,000千円を限度とし、千円未満は切り捨てるものとする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 市町村長は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、市町村長からの交付申請を受けた日から起算して、事業実施主体が当該交付申請に係る事業について地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（地域商業自立促進事業）交付要綱（経済産業省20160323財中第7号）に定める地域商業自立促進支援事業として同要綱による地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（地域商業自立促進事業）（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けた旨の報告を知事が受ける日までの日数に原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後

の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 市町村長は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	市町村長が定める
	知事	市町村長
	様式第3号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	市町村長が定める
	様式第5号による	
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

2 市町村長は、間接補助事業者の間接補助金を交付するときは、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、間接補助対象経費の工事請負費及び委託費に係る工事施工及び業務実施を県内事業者が行うことという条件を付さなければならない。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 間接補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 間接補助事業に係る事業計画の大幅な変更
- (3) 間接補助事業の中止及び廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 間接補助事業に係る事業計画の大幅な変更

(3) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 市町村長は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 市町村長は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事から返還の請求があつたときは、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 市町村長は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分を承認しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(補助金の直接交付)

第14条 県は、事業内容が本補助金の目的の達成に資する店舗（テナントミックスに資するものに限る。）の整備に係るもの（以下「店舗整備事業」という。）であつて、次項に定める要件全てに該当し、産業振興上、知事が特に必要と認める場合には、店舗整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内で本補助金を直接交付（以下「直接補助」という。）することができる。

- 2 前項に規定する要件は次のとおりとする。

- (1) 鳥取県経済成長戦略における戦略的推進分野の振興に資する施設であること。
 - (2) 当該施設の所在市町村のみならず、産業振興上の波及効果が広域的に期待できること。
 - (3) 当該施設の整備によって複数の雇用創出等が見込まれること。
 - (4) 市町村が、別途、当該施設に関連した相応の財政的支援を行うこと。
- 3 直接補助の対象となるのは、別表の第1欄に掲げる事業（以下この条から第16条までにおいて「補助事業」という。）に係る第3欄に掲げる経費（以下この条において「補助対象経費」という。）であって、それぞれ店舗整備事業に該当するものとする。
 - 4 県は、補助事業を行う事業実施主体に対し、当該補助事業に要する補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
 - 5 直接補助を行う場合の本補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（一件当たり50,000千円を限度とし、千円未満は切り捨てるものとする。）以下とする。
 - 6 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。直接補助対象の事業において工事及び業務委託を実施する場合には、事業実施主体は、当該工事施工及び業務実施を県内事業者に行わせなければならない。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

（準用等）

第15条 店舗整備事業に対して直接補助を行う場合には、第4条、第5条、第7条、第8条、第11条、様式第1号から第4号までの規定等を準用するものとする。この場合において、第7条を除き次表中欄に掲げる字句を右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第4条	市町村長	事業実施主体
	前条第2項	第14条第5項
第5条	市町村長	事業実施主体
	第3条第2項	第14条第5項
第8条	間接補助金	補助金
	間接補助事業	補助事業
第11条	間接補助事業	補助事業
	間接交付の中止	中止
	市町村長	事業実施主体
様式第1号	間接補助事業者	事業実施主体
様式第2号	市町村名	事業実施主体名称
様式第3号	間接補助事業	補助事業
	第3条第2項	第14条第5項
様式第4号	市町村長	事業実施主体

（完了届を要しない場合）

第16条 第14条第1項に該当する補助事業については、それが規則第15条第1項第1号に該当するものであっても、県費補助に係る建設工事の検査対象について（平成24年6月19日第201200049079号工事検査課長通知）における検査対象とならない場合には、同項ただし書に規定する場合に該当するものとする。

（財産の処分制限）

第17条 第14条第1項に該当する補助事業について、規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成22年3月31日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月23日から適用する。
- 2 平成22年6月22日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月12日から適用する。
- 2 平成23年10月11日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月25日から適用する。
- 2 平成24年7月24日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月25日から適用する。
- 2 平成25年3月24日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月13日から適用する。
- 2 平成26年3月13日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月7日から適用する。
- 2 平成26年11月6日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月22日から適用する。
- 2 平成27年7月21日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月17日から適用する。
- 2 平成28年6月16日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

1	2	3
<p>商店街活性化事業計画等（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号。以下「地域商店街活性化法」という。）第4条の規定により認定された商店街活性化事業計画（以下「商店街活性化事業計画」という。）又は中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第9条第10項における認定基本計画若しくは商店街等の活性化に関して市町村が策定したこれに準ずる計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた事業であって、国補助金の交付決定を受けているもの（交付決定が取り消されたものを除く。）</p>	<p>商店街振興組合等（商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会をいう。ただし、一定の商業集積がある地域において商工会又は商工会議所が商店街組織としての役割を担っているときは当該商工会又は商工会議所を含む。以下同じ。）</p>	<p>商店街活性化事業計画等に基づき、商店街振興組合等が整備するアーケード、カラー舗装、休憩所等の一般公衆の利便に寄与する施設、店舗（テナントミックスに資するものに限る。）及び一体的に整備されるものの建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）及び設計監理料の合計額から、国補助金の額を除いた額</p>

[添付資料] (※①～③は申請時、④～⑤は実績報告時、⑥は随時)

- ① 間接補助事業者の概要（定款、名簿、事業報告書、収支決算等）
- ② 事業計画書（図面、事業スケジュール等を含む。）
- ③ 工事見積書、委託契約見積書等
- ④ 出来高設計図書、写真、検査調書の写し等
- ⑤ 工事契約書、委託契約書、証憑類の写し
- ⑥ その他（必要に応じて知事が指定）

※第14条第1項に係る補助金の申請を行う場合には、申請及び実績報告の際に第14条第2項の各号に該当すること（予定・実績）のわかる書類を添付すること。（様式任意）

様式第2号（第4条、第11条関係）

平成 年度鳥取県地域商業活性化促進支援事業収支予算（決算）書

団体名：（市町村名）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部

（単位：円）

科 目	金 額	摘 要
計		

（注）摘要欄には、積算等を明記すること。

平成 年 月 日

様

鳥取県知事

印

平成 年度鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの金額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金交付要綱（平成 年 月 日付 第 号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 財産の処分制限

規則第25条第2項第4号の財産は、・・・・・・・・とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第11条関係）

鳥取県知事

様

市町村長

印

平成 年度鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付第 号で交付決定のあった平成 年度鳥取県地域商業活性化
促進支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県地域商業活性化促進
支援事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 本補助金の確定額（確定通知書により通知した金額）	金	円
2 確定額に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額	金	円
4 確定した控除税額	金	円
5 補助金返還相当額	金	円
※ $4 - 3 > 0$ の場合、 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$		

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。